高齢者虐待防止のための指針

（事業所名〇〇〇〇）

(基本方針)

第１条　本事業所では，利用者への虐待は，人権侵害であり，犯罪行為であると認識し，高齢者虐待防止法に基づき，高齢者虐待の禁止，予防及び早期発見を徹底するため，本指針を策定し，全ての従業者は本指針に従い，業務にあたることとする。

(虐待の定義)

第２条　虐待の定義は次のとおりとする。

1. 身体的虐待
2. 介護・世話の放棄・放任
3. 心理的虐待
4. 性的虐待
5. 経済的虐待

(虐待防止検討委員会の設置)

第３条　本事業所は，虐待等の防止・早期発見に加え虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として，虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の構成員及び虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「虐待防止担当者」という。）は別表１のとおり。

３　委員会は，定期的かつ必要な場合に委員長が開催する。

４　委員会の開催にあたっては，必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行

うことができる。

なお，関係する職種，取り扱う内容が相互に関係が深い場合は，事業所が開

催する他の会議体と一体的行うことも差し支えない。

５　委員会の検討事項は次のとおりとする。

1. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
2. 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
3. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

④ 虐待等について，従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に，市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑥ 虐待等が発生した場合，その発生原因等の分析から得られる再発の確実

な防止策に関すること。

⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に，その効果についての評価に関すること。

(虐待防止のための職員研修)

第４条　従業者に対する虐待防止のための研修は，虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに，本指針に基づき，虐待防止の内容とし，以下のとおり実施する。

1. 定期的な研修(年1回以上)の実施
2. 新規採用者への虐待防止の研修を実施(必須)
3. 実施内容(研修資料等)及び出席者等の記録と保存

(虐待が発生した場合の対応方法)

第５条　虐待等が発生した場合は，速やかに市町村に報告するとともに，その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果，虐待者が従業員であった場合は，役職位等の如何を問わず，厳正に対処する。

２　緊急性の高い事案の場合は，市町村及び警察等の協力を仰ぎ，被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

　(虐待が発生した場合の相談・報告体制)

第６条　虐待等が発生した場合の相談・報告体制は次のとおりとする。

① 利用者，利用者家族，従業者等から虐待等の通報を受けた場合は，本指針に従って対応する。

② 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は，関係機関に報告し，速やかな解決につなげるよう努める。

③ 事業所内で虐待等が疑われる場合は，虐待防止担当者に報告し，速やかな解決につなげるよう努める。

④ 事業所内における虐待は，外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し，従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

⑤ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は，速やかに虐待防止検討委員会を開催し，事実関係を確認するとともに，必要に応じて関係機関に通報する。

　(成年後見制度の利用支援)

第７条　利用者及びその家族に対して，利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し，必要に応じて，市町村の関係窓口，市町村地域包括支援センタ－を案内する等の支援を行うこととする。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第９条　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項は次のとおりとする。

1. 虐待等の苦情相談については，苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者

等に報告する。

1. 苦情相談窓口で受け付けた内容は，個人情報の取扱いに留意し，相談者に

不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

1. 相談受付後の対応は，「第６条　虐待が発生した場合の相談・報告体制」によるものとする。
2. 対応の結果は相談者にも報告する。

(利用者等に対する指針の閲覧)

第10条　従業者，利用者及びその家族をはじめ，外部の者に対しても，本指針をいつでも閲覧できるよう，事務室に備え付ける。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第11条　虐待防止のための内部研修のほか，外部研修にも積極的に参加し，利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

(指針の変更・廃止)

第12条　本指針の変更および廃止は、委員会において決定する。

附　則

この指針は，令和○年〇〇月〇〇日より施行する。

別表１

虐待防止検討委員会の構成員

(令和〇年〇月〇日　現在)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　名 | 役　割 |
| 委員長 | 施設長 |  | 総括 |
| 副委員長 | 管理者 |  | 事業所の管理業務 |
| 委員 | 介護職員 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 虐待防止担当者 |  |  | 虐待防止に関する業務 |